

薬局における 向精神薬処方せん確認の際の留意事項

令和6年8月
愛媛県保健福祉部
健康衛生局薬務衛生課

次の場合には、処方せんを持参した者へ尋ねるだけでなく、処方医に疑義照会するなど慎重に対応してください。

留意事項	偽造又は変造処方せんの疑い例等
1. 薬局及び医療機関において、初めての患者等で不自然な点はないか。	(1) 調剤できるか否かについて、電話等で事前確認があった。 (2) 不自然に遠方の医療機関からの処方せんが持ち込まれた。 (3) 自費扱いになっている。
2. 処方せんの記載事項に欠落はないか。	(1) 向精神薬の規格の記載がない。 (2) 「1日1回寝る前」等、用法の記載がない。
3. 規格、用法、用量、処方日数、処方せん公布日等に改ざんの形跡がないか。	(1) 規格、用法、用量、処方日数、処方せん公布日等の数字部分を改ざんした形跡がある。 (2) 印字された処方せんの公布日だけが手書きである。 (3) 異なった字体での加筆がある。 (4) 手書きの処方せんに筆跡を似せて処方を追加している。 (5) 訂正印のない訂正がある。
4. カラーコピーされた処方せんではないか。	(1) なじみの処方医発行の処方せんと用紙やインクの色合いが異なる。 (2) 朱肉の色等に微妙に違う。 (3) インクに独特の光沢がある。 (4) 処方せんの周囲（端の部分）の文字や線が消えている。 (5) 処方せん四辺のいずれかの切断面が、手で破ったようにギザギザしている。
5. その他、次の点について留意してください。 (1) 同一患者に対して、複数の医療機関から同じ向精神薬が処方されていないか。 (2) 倍量処方であるなど、用法、用量を超えていないか。 (3) 投薬期間であるにも関わらず、何度も来局していないか。 (4) 患者が薬物依存を生じていることが疑われないか。	

●偽造又は変造された処方せんを発見した場合

処方せんを持参した者の住所、氏名を確認の上、可能な限りその処方せんを預かり、下記担当まで通報してください。

●偽造又は変造された処方せんにより向精神薬が不正入手（詐取）された場合

管轄の保健所に向精神薬事故届（麻薬及び向精神薬取締法第50条の22）を提出するとともに、警察にも届け出てください。

問合せ先
愛媛県保健福祉部健康衛生局
薬務衛生課麻薬毒劇物係
tel : 089-912-2393